

令和3年度第1回広島県国民健康保険運営協議会（書面会議）

1 開 会

2 協議事項

（1）令和4年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率に係る算定結果について

（2）令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計当初予算（案）について

3 閉 会

【資料】

資料1	令和4年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について
別紙①	令和4年度 一人当たり保険料収納必要額の算定結果
別紙②	令和4年度標準保険料率算定結果一覧
別紙③	令和4年度国保事業費納付金一覧
資料2	令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算（案）について
参考資料1-1	広島県国民健康保険運営協議会における審議事項
参考資料1-2	広島県国民健康保険運営協議会条例
参考資料1-3	広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

広島県国民健康保険運営協議会 委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日)

(区分毎に五十音順，敬称略)

区分	氏名	公職名等
被保険者代表	いのうえ さちこ 井 上 佐智子	(広島県地域女性団体連絡協議会 推薦)
	きしな みちたか 岸 菜 通 孝	(広島県年金協会 推薦)
	ふるえ ゆきえ 古 江 由紀枝	(広島県民生委員児童委員協議会 推薦)
	みやまえ みほこ 宮 前 美方子	(広島県商工会連合会 推薦)
保険医又は 保険薬剤師代表	あおの たくろう 青 野 拓 郎	公益社団法人広島県薬剤師会 副会長
	いわさき やすまさ 岩 崎 泰 政	一般社団法人広島県医師会 副会長
	おちくぼ ひろゆき 落久保 裕 之	一般社団法人広島県医師会 常任理事
	こうの みねき 甲 野 峰 基	一般社団法人広島県歯科医師会 会長
公益代表	いとう としやす 伊 藤 敏 安	広島修道大学 国際コミュニティ学部教授
	こいけ ひでき 小 池 英 樹	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
	たかた こうき 高 田 公 喜	広島県消費者団体連絡協議会 専務理事
	はやし としのり 林 利 憲	広島県社会保険労務士会 会長
被用者保険等 保険者代表	かんだ かずゆき 神 田 和 幸	全国健康保険協会広島支部 支部長
	にい のりひろ 新 井 法 博	健康保険組合連合会広島連合会 常任理事

【事務局】

広島県	木 下 栄 作	健康福祉局長
	久 保 康 行	総括官（地域共生社会推進）
	辰 巳 広 司	国民健康保険課長

令和 4 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

R4. 2. 10 広島県健康福祉局国民健康保険課

1 要旨・目的

国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）について、算定標準システムによる推計値や国から示された確定係数（公費等）に一定の補正を加え、算定フレームを設定し、令和 4 年度の算定を行った。

2 現状・背景

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成 30 年度からの県単位化により、県は財政運営の責任主体となった。それまで各市町が個別に行っていた保険給付の収支について、各市町が徴収した保険料を事業費納付金の形で県が集めて保険給付を賄う、県内全市町で相互に支え合う仕組みとなり、県は保険料設定の参考となる標準保険料率及び事業費納付金について、各市町へ示すこととなった。

3 概要

(1) 対象者

国民健康保険被保険者及び保険者

(2) 事業内容（算定結果）※詳細別紙

ア 令和 4 年度一人あたり保険料収納必要額 ※詳細別紙-①

一人あたり保険料収納必要額の合計は、対前年度比で約 5,600 円 (4.6%) の増加となった。

○各区分の増加理由

- ・医療分については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 3 年度上半期において、診療報酬の臨時的な加算（引上げ）が行われた影響により、当初見込みを上回る保険給付費の交付が続いていること及び診療報酬改定（▲0.94%）を考慮した推計を行った。
- ・介護分については、国から示される一人あたり負担金額の増加等が要因であり、増加による被保険者への影響を考慮し、剰余金等の充当額を増加することで、急激な上昇を抑えた。

○各市町一人あたり保険料収納必要額の差・・・令和 6 年度の準統一を目指し、激変緩和期間中（H30～R5）に国費等を用い、徐々に差を縮小させている。

- ・平成 28 年度 最大 134,920 円【安芸高田市】 最小 97,485 円【神石高原町】 差 37,435 円
- ・令和 4 年度 最大 136,661 円【府中町】 最小 117,106 円【神石高原町】 差 19,555 円

【一人あたり保険料収納必要額】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	対前年度比 (R3-R2)	令和 4 年度	対前年度比 (R4-R3)
医 療 分	75,580 円 (59.6%)	71,594 円 (59.0%)	▲3,986 円 (▲5.3%)	73,706 円 (58.1%)	+2,112 円 (+3.0%)
後 期 分 (後期高齢者支援金)	25,158 円 (19.8%)	26,064 円 (21.5%)	+905 円 (+3.6%)	26,596 円 (20.9%)	+532 円 (+2.0%)
介 護 分 (介護納付金)	26,161 円 (20.6%)	23,726 円 (19.5%)	▲2,435 円 (▲9.3%)	26,664 円 (21.0%)	+2,938 円 (+12.4%)
合 計	126,899 円 (100%)	121,384 円 (100%)	▲5,515 円 (▲4.3%)	126,966 円 (100%)	+5,582 円 (+4.6%)

イ 令和 4 年度の県が示す各市町の標準保険料率及び国保事業費納付金 ※詳細別紙-②, ③

県が示す標準保険料率に比べ、市町が実際に設定する保険料率は、応能〔所得割率〕が高く、応益〔均等割額, 平等割額〕が低い傾向があるため、資産割の廃止も含め、各市町は激変緩和措置期間中（H30～R5）に緩和調整を計画的に行うこととしている。

1 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

(1) 令和4年度の一人当たり保険料収納必要額（一般分）※詳細別紙-①

① 医療分の主な増減要因

ア 一人当たり保険給付費の増

令和3年度の医療費実績の増加傾向を反映し、一人当たり保険給付費が増加した。

	総額	一人当たり
令和3年度	約1,848億円	356,782円
令和4年度	約1,799億円	365,047円
増加額	▲49億円	+8,264円

イ 令和3年度保険給付費の増加及び対処

令和3年度8月診療分までの保険給付費（実績）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、診療報酬の臨時的な加算（引上げ）が行われた影響等により、被保険者数が減少する中、令和元年度並みの水準まで上昇しており、上半期で県国保特別会計の財源不足額は約30億円となっている。

こうした令和3年度における財源不足の対処については、県の剰余金の一部を充当することで次年度の保険料に反映せず（増加要因としない）、診療費推計において令和3年度の保険給付費実績の上昇率（2.96%）を反映することで令和4年度以降の財源不足に備えるとともに、一人当たり保険料収納必要額の増加を2,112円に抑えた。

《一人当たり医療分に係る財源内訳》

医療費 R3 : 423,038円（保険者負担356,782円）⇒医療費 R4 : 426,541円（保険者負担365,047円）

項目		一人当たり増減	
歳出	増	保険給付費（一般分）	+8,265円
		特別高額共同事業拠出金、特定健康診査費用等	+343円
	減	出産育児諸費	▲66円
小計 A		+8,542円	
公費等歳入	増	療養給付費負担金（地方単独事業の減額調整後）	+3,185円
		高額医療負担金（国及び都道府県による負担金）	+2,602円
		国普通調整交付金等	+5,601円
	減	前期高齢者交付金（前々年度精算後）	▲2,762円
		剰余金・県保険者努力支援交付金充当 減	▲1,544円
		国・特別調整交付金（都道府県分）等	▲652円
小計 B		+6,430円	
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A-B		+2,112円	

② 後期分の主な増減要因

後期分は、国全体で負担金額が決定されており、532円増加した。

《一人当たり後期分に係る財源内訳》

項目		一人当たり増減	
歳出	増	後期高齢者支援金	+980円
		事務費拠出金等	+2円
小計 A		+982円	
公費等歳入	増	後期高齢者支援金国庫負担金	+312円
		保険者支援制度（後期分）等	+322円
	減	国普通調整交付金	▲92円
		激変緩和措置等	▲92円
小計 B		+450円	
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A-B		+532円	

③ 介護分の主な増減要因

介護分の増加は、国から示される一人当たり負担金額の増加や、当年度の介護納付金概算額から差し引かれる前々年度精算額が減少したことにより、算定額が増加したものである。この増加による被保険者への影響を考慮し、剰余金（3億円）・保険者努力支援交付金（8億円）の充当額を増加することで急激な上昇を抑え、2,938円増加した。

《一人当たり介護分に係る財源内訳》

項 目			一人当たり増減
歳出	増	介護納付金（一般分・退職分）	+8,804円
小 計 A			+8,804円
公費等歳入	増	介護納付金国庫負担金	+2,817円
		剰余金・保険者努力支援交付金充当増	+2,075円
		国・普通調整交付金等	+1,331円
減	減	保険者支援制度（介護分）等	▲357円
		小 計 B	+5,866円
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A-B			+2,938円

(2) 県が示す標準保険料率 ※詳細別紙-②

各市町は、激変緩和措置期間中（令和5年度まで）においては、県が示す市町村標準保険料率を参考に、市町毎の算定方式や予定収納率に基づき、保険料収納必要額を確保できるよう保険料（税）率を定め、賦課・徴収し、県に事業費納付金として納める必要がある。

激変緩和措置期間終了後は、「準統一の保険料率」が「市町村標準保険料率」に位置付けられる。

市町村標準保険料率…各市町に按分された保険料収納必要額を確保するために、市町毎の標準的な収納率を用いて、算定方式を統一して算出した保険料（税）率

(3) 令和4年度の国保事業費納付金【全県】 ※詳細別紙-③

市町ごとの国保事業費納付金を算定し、県の当初予算成立後、各市町にその総額を通知する。

国保事業費納付金…各市町に按分された保険料収納必要額に、市町向け交付金（公費）や一般会計からの繰入金等を市町毎に加減算したもので、市町が支払う保険給付費等の財源として、県が市町から徴収する。

2 県全体の保険料収納必要総額を抑制するための活用財源

(1) 県国保特別会計決算剰余金の活用

県国保特別会計における剰余金（国等への公費償還分を除く。）については、前期高齢者交付金の前々年度精算分及び事業費納付金の年度間調整分が保険料に影響しないよう充当するとともに、国が示す第2号被保険者1人当たり負担見込額等の増加に伴う介護分保険料の増加による被保険者への影響を考慮し、保険料収納必要総額の引下げ財源として活用した。

償還金等を除いた 実質剰余金額	①前期交付金精算・ 納付金年度間調整分	②被保険者への影響を考慮 した保険料引下げ分	充当後の 剰余金残額
73.3億円	10.7億円	3.0億円	59.6億円

(2) 激変緩和財源の活用

一人当たり保険料が急激な負担増とならないよう、国からの公費等を活用した。

制度改革に伴う 暫定措置（国）	制度改革に伴う 追加激変緩和措置（国）	特例基金の 取崩（県）	計
2.01億円	0.81億円	0.21億円	3.03億円

(3) 保険者努力支援制度（都道府県分）の活用

確定係数の10.5億円のうち8億円を、決算剰余金と同様に介護分保険料収納必要総額の引下げ財源に活用した。

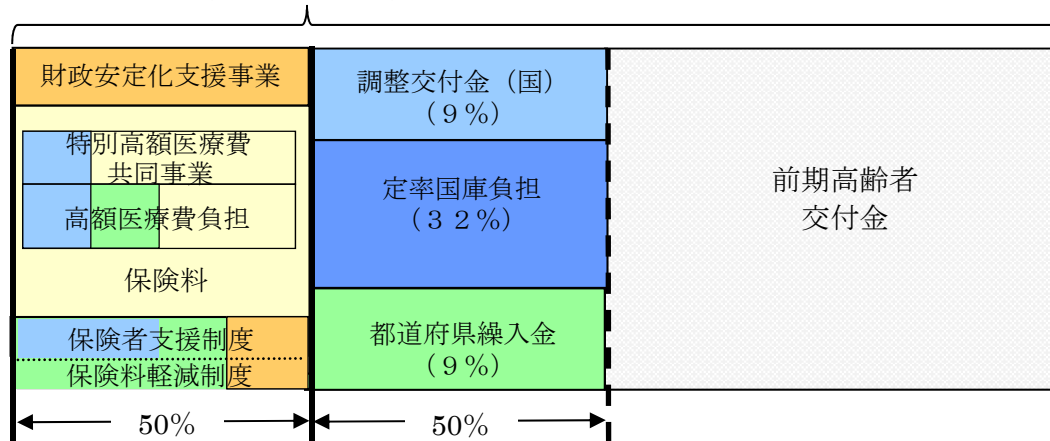
3 算定フレーム

項 目		令和3年度	令和4年度	備 考
(1)被保険者数	一 般	517,996 人	492,854 人	対前年度比 (▲ 4.85%)
	介護2号	149,342 人	148,696 人	対前年度比 (▲ 0.43%)
(2)所得係数β	医療分	0.943	0.938	全国に比べ、本県は所得水準が低い
	後期分	0.941	0.941	
	介護分	0.883	0.884	
(3)追加公費		約 1,860 億円	約 1,860 億円	全国ベースの額
(4)係数補正 ア 診療費の補正		①診療報酬改定率(無し) ②診療費を増額補正 (1.5%)	①診療報酬改定率 (▲0.94%) ②診療費を増額補正 (2.96%)	R3 医療費実績の増加を考慮し、2.96%増額補正
・一人当たり 診療費	補正前	416,786 円	418,209 円	対前年度比 (+3,503 円) (+0.83%)
	補正後	423,038 円	426,541 円	
	差	+6,252 円	+8,332 円	
イ 公費の補正				
・高額医療費負担金		—	—	
・特別調整交付金 (市町村分)		補正額 ▲ 9.6 億円	補正額 無し	原爆医療費分は実績0のため補正なし
・保険者努力支援制度 (都道府県分)		補正額 ▲ 4.4 億円	補正額 ▲ 2.5 億円	公費減額等の補填に係る調整財源への対応
(5)激変緩和措置				
・暫定措置 (国)		3.03 億円	2.01 億円	一定割合に上昇率を抑制するための財源
・追加激変緩和措置(国)		1.21 億円	0.81 億円	
・特例基金取崩 (県)		0.54 億円	0.21 億円	
・一定割合 (対28年度比)		11.75%	21.10%	統一保険料水準との差が最大となる市町が、解消に必要な年平均伸び率

4 国保財政の概要

診療費総額(一人当診療総額)

- ・令和3年度 【約 2,191 億円 (423,038 円)】
- ・令和4年度 【約 2,126 億円 (426,541 円)】



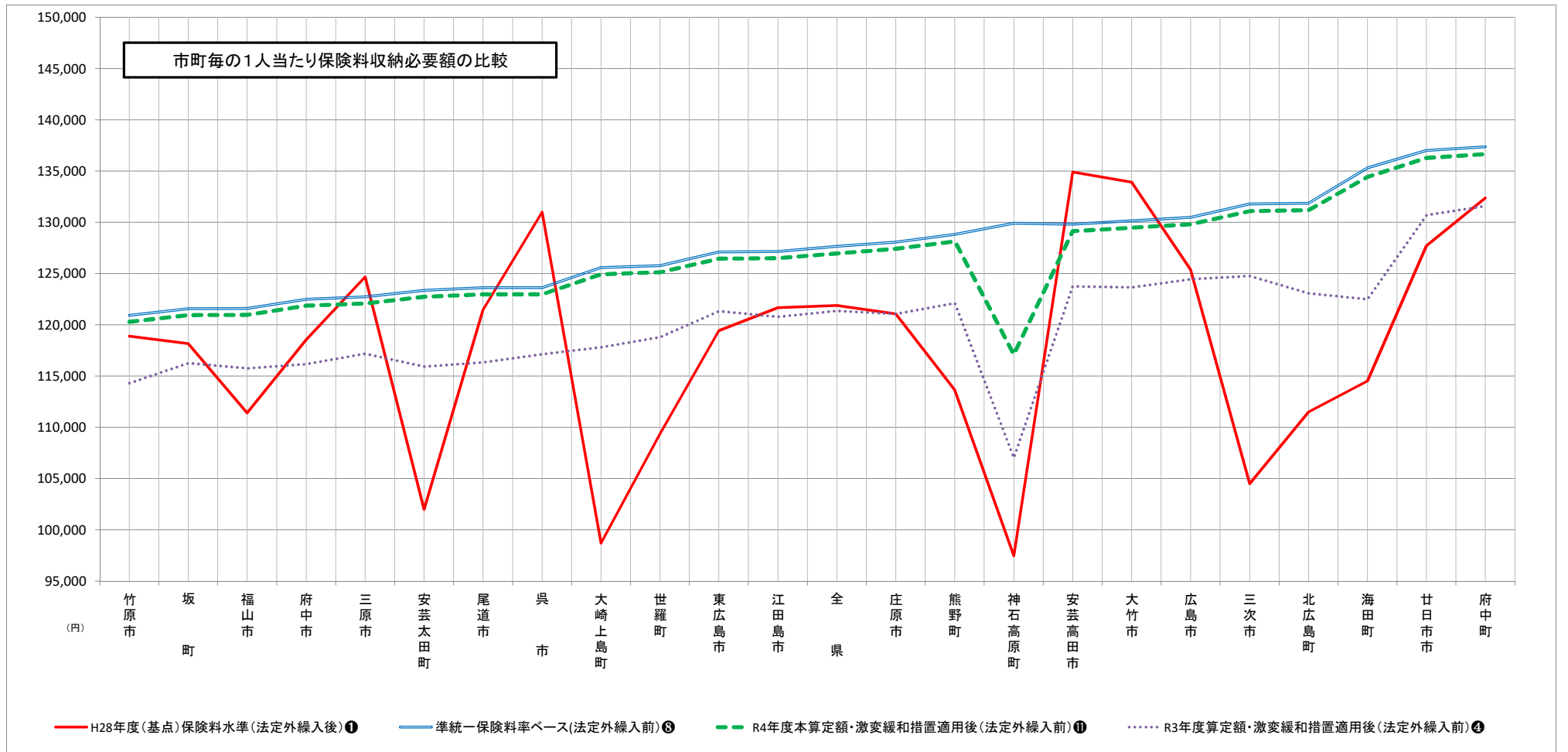
令和4年度 一人当たり保険料収納必要額の算定結果

＜算定条件等＞

- 令和4年度推計【準統一保険料率ベース】は、準統一の保険料率とするために、市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。
- 所得係数 β は、国が示した係数（医療分 ≈ 0.9383 、支援金分 ≈ 0.9408 、介護分 ≈ 0.8842 ）を用いている。
 応能比率：応益比率＝医療分48.4：51.6、支援金分48.5：51.5、介護分46.9：53.1
- 追加公費については、1,860億円（全国ベース）のうち、国が本県分として示した係数を算入している。
- 県全体の保険給付額と納付金（保険料収納必要総額）の収支不足が生じることのないよう、国が示す係数を補正し、一人当たり511円の減額補正を行う。
- 令和4年度推計【激変緩和措置適用後】は、激変緩和措置（暫定措置〔2.01億円〕＋追加激変緩和額〔0.81億円〕＋特例基金取崩〔0.21億円〕、一定割合＝21.10%）を適用する。
- 過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、激変緩和措置期間及び準統一の保険料率の間は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の個別財源とする。
- 「一人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料総額の1人分をいう。

市 町	激変緩和措置(基点)				算定結果【一人当たり】													
	(平成28年度)				(令和3年度)								(令和4年度推計)					
					被保険者数(推計値)				【準統一保険料率ベース】		【激変緩和措置適用後】							
	保険料収納必要額(法定外繰入後) ① 円	法定外繰入金等の額 ② 円	保険料収納必要額(法定外繰入前) ③ 円 (=①+②)	保険料収納必要額(法定外繰入前) ④ 円	③に対する増減率 ⑤ % (=④-③)/③*100	単年度増減率 ⑥ %	④に対する増減率 ⑦ % (=④-①)/①*100	単年度増減率 ⑧ %	国保事業費納付金 ※4 ⑨ 円	一 般 ※1 ⑩ 人	介護2号 ※1 ⑪ 人	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※2 ⑫ 円	28年度(基点) ⑬ % ③に対する増減率 (=⑬-③)/③*100	⑭ % ④に対する増減率 (=⑭-④)/④*100	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※2,3 ⑮ 円	前年度 ⑯ % ④に対する増減率 (=⑯-④)/④*100	28年度(基点) ⑰ % ④に対する増減率 (=⑰-④)/④*100	国保事業費納付金 ※4 ⑱ 円
広島市	125,389	2,857	128,246	124,455	▲ 2.96	▲ 0.60	▲ 0.75	▲ 0.02	129,814	198,969	62,308	130,487	1.75	4.07	129,820	4.31	3.53	133,282
呉市	130,996	0	130,996	117,137	▲ 10.58	▲ 2.21	▲ 10.58	▲ 0.25	127,585	36,550	10,724	123,634	▲ 5.62	▲ 5.62	123,002	5.01	▲ 6.10	135,622
竹原市	118,899	0	118,899	114,326	▲ 3.85	▲ 0.78	▲ 3.85	▲ 0.09	131,306	5,031	1,488	120,923	1.70	1.70	120,304	5.23	1.18	138,127
三原市	124,670	0	124,670	117,191	▲ 6.00	▲ 1.23	▲ 6.00	▲ 0.14	132,294	17,935	5,003	122,726	▲ 1.56	▲ 1.56	122,097	4.19	▲ 2.06	136,021
尾道市	121,460	0	121,460	116,353	▲ 4.20	▲ 0.86	▲ 4.20	▲ 0.10	126,082	27,007	8,291	123,627	1.78	1.78	122,996	5.71	1.26	130,847
福山市	111,400	547	111,947	115,767	3.41	0.67	3.92	0.09	124,432	84,344	26,257	121,606	8.63	9.16	120,983	4.51	8.60	129,348
府中市	118,564	0	118,564	116,170	▲ 2.02	▲ 0.41	▲ 2.02	▲ 0.05	123,886	6,874	2,031	122,499	3.32	3.32	121,872	4.91	2.79	133,954
三次市	104,508	13,338	117,846	124,772	5.88	1.15	19.39	0.39	122,005	9,535	2,741	131,784	11.83	26.10	131,110	5.08	25.45	132,029
庄原市	121,081	0	121,081	121,087	0.01	0.00	0.01	0.00	125,651	6,726	1,754	128,080	5.78	5.78	127,424	5.23	5.24	133,853
大竹市	133,921	0	133,921	123,670	▲ 7.65	▲ 1.58	▲ 7.65	▲ 0.18	132,615	5,250	1,533	130,142	▲ 2.82	▲ 2.82	129,477	4.70	▲ 3.32	135,068
府中町	132,372	8,088	140,459	131,603	▲ 6.30	▲ 1.29	▲ 0.58	▲ 0.01	130,769	8,253	2,666	137,364	▲ 2.20	3.77	136,661	3.84	3.24	137,085
海田町	114,534	0	114,534	122,518	6.97	1.36	6.97	0.15	122,638	4,578	1,291	135,317	18.15	18.15	134,435	9.73	17.38	130,884
熊野町	113,649	0	113,649	122,117	7.45	1.45	7.45	0.16	120,110	4,294	1,216	128,829	13.36	13.36	128,171	4.96	12.78	125,476
坂町	118,173	0	118,173	116,280	▲ 1.60	▲ 0.32	▲ 1.60	▲ 0.04	126,220	2,150	612	121,573	2.88	2.88	120,951	4.02	2.35	137,338
江田島市	121,671	0	121,671	120,795	▲ 0.72	▲ 0.14	▲ 0.72	▲ 0.02	134,614	5,545	1,627	127,159	4.51	4.51	126,509	4.73	3.98	142,804
廿日市市	127,706	0	127,706	130,725	2.36	0.47	2.36	0.05	129,515	22,040	6,234	137,002	7.28	7.28	136,300	4.27	6.73	135,389
安芸太田町	101,989	0	101,989	115,946	13.68	2.60	13.68	0.29	131,923	1,359	351	123,377	20.97	20.97	122,747	5.87	20.35	133,229
北広島町	111,498	0	111,498	123,097	10.40	2.00	10.40	0.22	125,130	3,693	1,007	131,879	18.28	18.28	131,205	6.59	17.68	131,037
安芸高田市	134,920	0	134,920	123,757	▲ 8.27	▲ 1.71	▲ 8.27	▲ 0.19	133,895	5,402	1,441	129,819	▲ 3.78	▲ 3.78	129,155	4.36	▲ 4.27	134,804
東広島市	119,436	0	119,436	121,344	1.60	0.32	1.60	0.04	124,583	30,552	8,295	127,114	6.43	6.43	126,465	4.22	5.88	133,910
大崎上島町	98,715	18,905	117,619	117,823	0.17	0.03	19.36	0.39	125,106	1,522	417	125,580	6.77	27.21	124,938	6.04	26.56	130,890
世羅町	109,353	0	109,353	118,820	8.66	1.67	8.66	0.18	122,444	3,328	881	125,789	15.03	15.03	125,146	5.32	14.44	134,687
神高高原町	97,485	0	97,485	107,038	9.80	1.89	9.80	0.21	107,649	1,917	528	129,918	33.27	33.27	117,106	9.41	20.13	114,962
全 県	121,889	1,707	123,596	121,384	▲ 1.79	▲ 0.36	▲ 0.41	▲ 0.01	127,805	492,854	148,696	127,667	3.29	4.74	126,966	4.60	4.17	132,972

- 《注記》
- ※1：国保事業費納付金額算定の基となった、令和4年度被保険者数（推計値）
 - ※2：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果
 - ※3：③を基点として丈比べを行い、公費を用いた激変緩和措置により、準統一の保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率（一定割合）を超える部分の上昇を抑制することによって、制度変更による影響を緩和する。
 - ※4：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。



令和4年度標準保険料率算定結果一覧

別紙-②

※各市町は、激変緩和措置期間中(令和5年度まで)においては、県が示す「市町村標準保険料率」を参考とするものの、「準統一の保険料率」を見据えながら、資産割の廃止に伴う所得割の上げや応能応益比率の割合調整を行いつつ、毎年度の保険料率を算定するため、「市町村標準保険料率」と市町が実際に定める保険料率とは異なる。

都道府県名 ①都道府県標準保険料率 内訳 所得割率(%) 均等割額(円)

区分 法定の標準保険料率 ①都道府県標準保険料率 ②市町村標準保険料率 ③市町村の算定基準に基づく標準保険料率 ④準統一の保険料率

市町名 ②市町村標準保険料率 ③市町村の算定基準に基づく標準保険料率 ④準統一の保険料率 【参考】令和3年度 現行保険料率

※介護納付金については、介護保険の第2号被保険者となる40歳以上65歳未満の者が負担する。

令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算（案）について

R4. 2. 10 広島県健康福祉局国民健康保険課

○歳出

(単位：千円)

内 容		R3 当初	R4 当初 (案)	差引額
国民健康保険運営費	普通交付金	187,008,961	182,023,700	▲4,985,261
	特別交付金	5,231,733	5,195,160	▲36,573
	後期高齢者支援金等	31,533,464	30,486,228	▲1,047,236
	前期高齢者納付金等	59,318	64,906	5,588
	介護納付金	9,966,952	11,232,932	1,265,980
	病床転換支援金等	114	1,051	937
	特別高額医療費共同事業事業費拠出金等	301,491	371,484	69,993
保健事業費	共同保険者として県が保健事業を実施	200,000	200,000	0
基金積立金	国から交付される補助金等を基金に積立	106	365	259
諸支出金	国や支払基金からの公費の精算に伴う償還金	26,373	9,495	▲16,878
総務費	運営協議会経費、国保連合会負担金など	24,347	12,463	▲11,884
合 計		234,352,859	229,597,784	▲4,755,075

○歳入

内 容		R3 当初	R4 当初 (案)	差引額
分担金・負担金	市町から保険料など必要な財源を納付	66,202,685	65,535,677	▲667,008
国庫支出金	保険給付費等に係る国の定率負担金など	61,386,851	62,045,931	659,080
療養給付費等交付金	退職者医療制度に係る医療保険者間の負担調整のための交付金	0	305	305
前期高齢者交付金	医療保険者間の前期高齢者偏在による負担調整のための交付金	91,366,363	85,570,618	▲5,795,745
共同事業交付金	高額な医療費に関する財政負担調整のための交付金	301,258	371,252	69,994
財産収入	財政安定化基金運用益	106	365	259
繰入金	保険給付費等に係る県の定率負担金など	13,466,834	14,098,493	631,659
前年度繰越金	前年度決算剰余金	1,628,762	1,975,143	346,381
合 計		234,352,859	229,597,784	▲4,755,075

広島県国民健康保険運営協議会における審議事項

平成 30 年 4 月 1 日施行後の国民健康保険法（以下「平成 30 年施行後国保法」という。）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項

（平成 30 年施行後国保法第 82 条の 2 第 1 項）

平成 30 年度からは、県が財政運営の責任主体となるほか、市町においても、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。

そのため、県が定める国保運営方針は、県・市町が保険者として目指す方向性について認識を共有することができるよう主に次の内容を記載することとなっており、関係者の意見を踏まえて策定するとともに、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくこととなっている。

- ・ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・ 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- ・ 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ・ 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
- ・ 医療費の適正化に関する事項
- ・ 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ・ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と連携に関する事項

国民健康保険事業費納付金の徴収

(平成 30 年施行後国保法第 75 条の 7 第 1 項)

県から市町へ交付する費用などに充てるため、年度ごとに、市町から県に支払う「国民健康保険事業費納付金」を徴収することとなるため、その金額を定める必要がある。

そのため、市町間の医療費水準や所得水準を調整し、市町ごとの納付金を配分するとともに、納付金を納めるために必要な標準保険料率を県は示すこととなる。

これらの金額や数値を審議する。

平成 30 年施行後国保法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務

県単位化に伴って施行された改正法で新設された次の規定などを中心に運営協議会において審議していただく。

- ・ 都道府県の特別会計への繰入れ (第 72 条の 2)
- ・ 国民健康保険保険給付費等交付金 (第 75 条の 2)
- ・ 財政安定化基金 (第 81 条の 2)
- ・ 標準保険料率 (第 82 条の 3)

広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年三月二十日条例第三号）

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項の規定に基づき設置された広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第二条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

（庶務）

第三条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（雑則）

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

(趣旨)

第一条 この取り決めは、広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年広島県条例第三号）第四条の規定に基づき、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議及び議事)

第三条 協議会の会議（以下「会議」という。）について、会長が知事から諮問があったとき又は必要と認めたときは、これを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第四条 この取り決めに定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この取り決めは、平成三十年十月十七日から施行する。

(経過措置)

2 この取り決めの施行後最初の協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(準備行為)

3 この取り決めに施行するために必要な準備行為は、この取り決めの施行の前日においても行うことができる。

令和4年3月2日

広島県国民健康保険運営協議会委員 様

広島県健康福祉局国民健康保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和3年度第1回広島県国民健康保険運営協議会の協議結果について

県行政の推進については、日ごろから御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

令和4年2月10日付けで書面開催した令和3年度第1回広島県国民健康保険運営協議会の協議事項における採決の結果は、次のとおりです。

1 協議結果

協議事項	賛否
(1) 令和4年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について	賛成 12 反対 0
(2) 令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計当初予算（案）について	賛成 12 反対 0

2 意見等

(1) 令和4年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

・新型コロナウイルス感染症の影響により、医療関係者の負担が増え、保険料負担が上がることは必然ですが、その状況や経緯についての情報提供が少ないと感じます。

保険加入者向けのアナウンスが今後も必要であると考えます。

・新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、保険給付費の上昇は避けられない状況であり、剰余金の一部を充当する等の施策により令和4年度の保険料率への影響を最小限とする算定結果には賛成する。

(2) 令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計当初予算（案）について

・令和4年度の特別会計当初予算（案）については、被保険者数の減少等による歳入・歳出のバランスを考慮し賛成と判断する。

担当 国保運営グループ
電話 082-513-3213
(担当者 原田)